

ドイツ信託公社に関する一考察

奥 和 義

はじめに

第1節 統一前後のドイツ経済概観

第2節 信託公社とは何か

第3節 信託公社の経済的問題点

むすび

はじめに

1990年10月3日に東西ドイツが統一されてはやくも16年あまりがたった。旧東ドイツの社会主義体制は崩壊し、旧西ドイツの資本主義体制、市場経済メカニズムに組み込まれることになった。この旧西ドイツによる旧東ドイツの吸収という形で実現したドイツの統一は、当初に予想された以上の困難をもたらした。

1990年、当時の西ドイツのコール首相は、旧東ドイツ国民に、「数年のうちに西の生活水準に肩を並べる」と明言したが、一時の熱狂が冷めると国内的な混乱は大きくなった。同時に、この10数年間に世界経済はグローバリゼーション、地球規模での大競争の時代を迎えてしまった。その結果、旧東ドイツ地域経済の現状は、数多くの問題点を抱えることになった。

第二次世界大戦後、旧西ドイツは「奇跡の復興」と呼ばれるような経済成長を達成したために、旧東ドイツ地域でも同様の結果が期待されたが、現実はその期待にはほど遠い。2004年10月の失業率では、ドイツ全体が10.1%、旧西ドイツ地域が8.2%、旧東ドイツ地域が17.5%となっている¹⁾。これ以外の統計類でも、旧西ドイツ地域と旧東ドイツ地域の経済格差の拡大が示されている²⁾。このような地域格差を解消するために、結果的に、旧西ドイツ地域から旧東ドイツ地域へ多額の資金移転が行われてきた³⁾。

1990年以降進められてきたドイツ政府による統一推進政策、旧東ドイツの市場経済化の諸政

1) <http://www.euroassist.de/germany/unemployment.htm> による。ただし、最新のデータによれば、2006年7月でドイツ全体の失業率は8.1%となり、以前より若干、経済状況が好転していることがうかがえる。<http://www.destatis.de/indicators/e/arb410ae.htm> による。

2) 『通商白書2002』第3章、ただし、<http://www.meti.go.jp/hakusho/tsusyo/soron/H14/03-01-01-03.html> による。

3) 戸原四郎・加藤榮一・工藤章編 (2003), 324ページ

策に多くの問題があったことはすでに指摘されている⁴⁾。

本稿は、旧東ドイツの市場経済化政策のうち、旧国営企業の民営化について、経済的側面から若干の考察を行うものである。旧東ドイツ国営企業の民営化問題は、①「国営企業の民営化」そのものに付随する問題と②「旧社会主義体制の企業の民営化」という2つの問題を同時に抱えていた。さらに、企業の民営化の枠組みが、他の旧社会主義国のように社会主義体制から資本主義体制への移行の中で行われたわけではなく、③「市場経済国家による社会主義国家の吸収あるいは包摂という枠組み」で行われたという点がユニークであった⁵⁾。本稿では、公営企業の民営化の問題、いわば、旧社会主義体制の市場経済化問題のうちのミクロ経済的問題について、若干の考察を試みるものである。

旧東ドイツ地域の企業民営化の特徴は、「信託公社 (Treuhandsanstalt, THA)」による民営化というユニークな形態をとったことにある。国内において、信託公社についてはいくつかの優れた研究がある⁶⁾。

本稿では、まず統一前後のドイツ経済の全般的状況を概観し、続いて信託公社の概要を説明し、最後に経済的側面を検討する。

第1節 統一前後のドイツ経済概観

まず最初に統一前後の状況を確認することからはじめよう⁷⁾。

統一後の約5年間は、旧東ドイツ経済では、建設ブームの後に、他の産業部門でも復興の兆しが見られた。1990年7月の通貨統合においては、通貨の交換比率は平均すると、1.81:1に

4) たとえば、全体的な問題点を概観するには、戸原四郎・加藤榮一・工藤章編(2003)、序章、大西健夫・U. リンス編(1999)などを参照。

5) 旧東ドイツ国営企業の民営化は、他の旧社会主義諸国の国営企業の民営化法式と異なる。言いかえれば、東西ドイツの経済体制の違いによる問題(法的制度的な問題)、東西経済格差の問題(マクロ経済問題)、公営企業の民営化の問題(ミクロ経済問題、法的問題)という3つの重層的な問題が、東ドイツ旧国営企業の民営化問題には内在していたと考えられる。法制度的な問題、経済的な問題に関する分析は、中山知己・奥和義「ドイツ信託公社の法と経済」近刊予定、を参照のこと。

6) 東西ドイツの統一の過程に関しては、引用・参考文献にあげたとおりであるが、とくに信託公社に関しては、基礎的文献として *Dokumentation 1990-1994/Treuhandsanstalt* があり、研究・調査としては、Wolfram Fischer, Herbert Hax and Hans Karl Schneider (eds.) (1996), Jutta E. Howard (2001), 加藤浩平 (1999), 白川欽哉 (2001), 住谷一彦・工藤章・山田誠編著 (1992), 第2章, 戸原四郎・加藤榮一・工藤章編 (2003), 第8章, 林昭 (1997), 林昭 (1998), 北村喜義 (2000), 第Ⅲ部, 前田淳 (1993), 前田淳 (1995), 前田淳 (1996a), 前田淳 (1996b), 住友生命研究所・Ifo経済研究所共編 (1992), 第2章, 日本貿易振興会海外経済情報センター (1992a), 日本貿易振興会海外経済情報センター (1992b), 龍谷大学社会科学研究所・市場経済研究会 (1994) などの研究がある。

7) 東西ドイツ統一の経済過程については、青木國彦(1992), 大西健夫・U. リンス編(1999), 百濟勇(1993), 住谷一彦・工藤章・山田誠編著 (1992), 戸原四郎・加藤榮一・工藤章編 (2003), 走尾正敬 (1997) などを参照。

決定された。これは、当時の旧東ドイツの産業競争力からすればいちじるしく高い水準に決定されたこととなってしまった。結果的に、旧東ドイツの企業は倒産し、産業は衰退、失業率が急上昇することとなった⁸⁾。旧東ドイツ地域では失業率が高く、10数%を越え、これは国際的に比較しても、またドイツ経済の歴史をふりかえっても、高水準である⁹⁾。

一方、政策的な配慮から旧東ドイツ地域の賃金水準は引き上げが急がれ、1994年には旧西ドイツの67%にまで引きあげられたが、生産性は53%にとどまっていた。そのために、旧西ドイツ政府から旧東ドイツ地域への財政補助、所得移転は不可避のこととなり、1990年からの5年間で総額6260億マルクにのぼった¹⁰⁾。この財政負担の増加は、結果的に増税と旧西ドイツ地域の社会保障費の削減によってしか賄えなかったから、旧西ドイツの家計部門に大きな負担を強いることになった。

さて、統一後のドイツ経済は、経済成長率からみれば、一時的な上昇をみせるが、その後は落ち込み、停滞を続けた。とくに、旧東ドイツ地域の経済パフォーマンスはきわめて悪い。統一直後の1991年では、旧東ドイツ地域の経済力は旧西ドイツ地域と比較すると、1人あたりGDPで31.3%、賃金では48.7%である。これが5年後の1996年にはそれぞれ53.2%、71.3%となった。しかし5年後の2001年でも、それぞれ61.3%、77.5%にすぎない¹¹⁾。

このように経済成長が停滞した理由は、循環的要因だけではなく、構造的要因があげられている¹²⁾。すなわち、個人消費および設備投資という内需の回復力が停滞したのである。企業収益の悪化、雇用環境の悪化が消費性向を引き下げ、個人消費が停滞した。生産性が向上していないにも関わらず旧東ドイツ地域の賃金水準や社会保障水準が旧西ドイツ水準まで引き上げられた。これが経済停滞の原因とされているのである。

旧東ドイツ地域企業の生産性は、旧西ドイツ地域のその50%以下とみなされていたが、政

8) また、交換レートは、①給与・年金・家賃・奨学金は1:1、②預貯金の一定額が1:1（15～59歳は4000マルクまで）、残りは西ドイツ1に対して東ドイツ2とされた。本文の叙述および交換比率については、戸原四郎・加藤栄一・工藤章編（2003）、序章、および、東京銀行調査部（1996）、87～92頁を参照。当時、ドイツ連邦銀行の試算では、東ドイツ産業の生産性は西ドイツの40%と見られており、これに基づいてフロー（賃金）部分の交換比率を2:1にすることが提案された。しかし最終的に決定されたフロー（賃金）部分の交換比率は1:1となった。このことは、旧東ドイツ国民の購買力を現実以上に確保することになったが、産業部門の競争力を確保する点から見れば大きなマイナスとなった。結果的に、旧東ドイツ企業は競争力を失い、失業の増大に直面し、これがまた、既述のように旧西ドイツの財政を圧迫することになった。東京銀行調査部（1996）、91～92頁、および戸原四郎・加藤栄一・工藤章（2003）、201～203頁、などによる。

9) 走尾正敬（1997）、22頁および25頁による。

10) 東京銀行調査部（1996）、93～94頁、および99～105頁による。この財政負担は大きく、ドイツ型の財政調整制度はきびしい状態となっている。この状態については、統一後、すぐに問題視されたが（財団法人自治体国際化協会（1994）による）、現在でもその状況に変わらない。また、戸原四郎・加藤栄一・工藤章編（2003）、第5章を参照。

11) 走尾正敬（1997）、2～3頁、および、戸原四郎・加藤栄一・工藤章編（2003）、397頁による。

12) 東京三菱銀行（1996）『調査月報』No.3、1～14頁による。また、以下の叙述も主に、同調査報告によった。

策的に賃金水準を保障することになった結果、旧西ドイツ地域から旧東ドイツ地域へ巨額の資金が所得保障として移転することになった。その所得移転額は、1991年～95年の5年間で6260億マルクにも上っている。すなわち、旧西ドイツ経済が生み出した付加価値の増加分の8割以上を旧東ドイツ地域に移転したのである¹³⁾。

当初は、旧東ドイツ地域の経済規模が旧西ドイツ地域の約13分の1であることから、経済援助の予想は低く見積もられていた。ところが、所得移転のための財政赤字は、1990年から増大し、91年以降は一般財政赤字が毎年1000億マルクを超える規模にのぼり、とくに1993年以降は見通しと実績が大きく食い違うことになってしまった¹⁴⁾。この結果、旧東ドイツ地域には所得移転に対する依存構造、旧西ドイツ地域には住民の不満が醸成された。

このような経済的状況下で、信託公社方式による旧東ドイツ地域の国有企業の民営化・企業改革がどのように進行してきたかを次に考察する。

第2節 信託公社とは何か

1. 信託公社とは何か

まず信託公社とは何か、その特徴を簡潔に説明しておこう。旧ソ連・東欧諸国と旧東ドイツ地域では、国有企業の民営化の方法が異なっている。というのも、国有企業の民営化が、前者では社会主義システムの変革過程で行われたのに対し、後者ではそれが資本主義と社会主義の統合、あるいは市場システムと社会主義システムの統合という過程で行われたからである¹⁵⁾。

旧ソ連・東欧諸国では民営化に関する法律を制定しそれに基づいて旧国営企業の民営化が進められてきたが、旧東ドイツ地域では国営企業の民営化が「信託公社」という特別機関に全権を委任して進められることになり、旧東ドイツ地域の社会主義・国営企業の民営化は、旧ソ連・東欧諸国のそれとはまったく異なる過程をたどった。言い換えると、「一省庁のもとにある機関」が旧国営企業の民営化すべてを担当したのである¹⁶⁾。

すなわち、旧東ドイツ地域経済を事実上になってきた1万3000社に上る国有企業の民営化という重要問題の処理が、一つの省庁によって実施されたのである。国有企業の民営化という、

13) 東京銀行調査部(1996)、93～94頁。

14) その結果、連邦政府と州政府、旧西ドイツと旧東ドイツ、企業と組合の間で、財政負担の新方式について協議することとなり、負担区分を明確化することになった。1993年に「連帯協定」が締結され、連邦政府は、財政赤字の負担を避けつつ支出増に対応するために、旧西ドイツ地域の増税と社会保障削減がおこなわれたのである。東京銀行調査部(1996)、102～105頁。

15) 林昭(1997)、44頁、林昭(1998)、188頁。

16) 林昭(1998)、188頁。他の旧社会主義諸国における国営企業の民営化と旧東ドイツのそれとの比較については、林昭(1998)の他、林昭・門脇延行・酒井正三郎編著(2001)を参照。

旧東ドイツ地域の産業構造に決定的な影響を与え、経済再建の基本方針に関わる重要な問題でもあるにもかかわらず、一つの省庁が、その問題に対応したわけである。一省庁が問題になうことで、結果的に、以下で述べるようなさまざまな問題を引き起こすことになった。

2. 信託公社の履歴

問題に入る前に、信託公社の履歴を簡単にふり返ることにしよう¹⁷⁾。

信託公社は、旧東ドイツ地域の人民所有企業を民営化（売却）し、企業の競争力を早急に回復することを目的として、1990年3月、ハンス・モドロウ政権下で発足した。つまり、信託公社（Treuhandanstalt, THA）は、もともと「人民所有コンビナート・企業・諸機関の資本会社への転換に関する法令（Verordnung zur Umwandlung von volkseigenen Kombinat, Betrieben und Einrichtungen in Kapitalgesellschaft）」いわゆる「転換法（Umwandlungsverordnung）」を主たる法律的根拠として、1990年3月1日に設立が決定され、同月15日に「信託公社」の定款が定められた。

つづく、デ・メジール政権下で制定された「人民所有財産の民営化と再組織化に関する法律」（1990年6月17日）、「統一ドイツ成立に関する連邦ドイツ共和国、ドイツ民主共和国の条約」（1990年8月31日）、すなわち、いわゆる「信託法」と「統一条約」の制定により、信託公社は、ドイツ民主共和国から連邦政府直属の機関になる。これによって、旧国有企業の民営化という業務を遂行するべく、信託公社が、実質的に機能し始めたのである。

さて、「民営化」は現在の世界のいたる所で語られる言葉であるが、その意味する内容は多岐にわたる。工藤章の整理によれば、①官僚組織の一部から企業形態への転換、②企業形態に転換された組織の私有化、③専門的経営者による経営の刷新、④民営化を広い意味で規制緩和として使用する、ということに分けられる¹⁸⁾。旧東ドイツ企業の民営化に関して、①については、東西ドイツ統一前から進められてきた。②の段階にさしかかると、私有権をめぐる法律上の問題を生じるようになる¹⁹⁾。③、④に関しては、後述する。

17) 以下の叙述については、加藤浩平（1999）、白川欽哉（2001）、住谷一彦・工藤章・山田誠編著（1992）、第2章、戸原四郎・加藤榮一・工藤章編（2003）、第8章、林昭（1997）、林昭（1998）、北村喜義（2000）、第Ⅲ部、前田淳（1993）、前田淳（1995）、前田淳（1996a）などを参照した。また、信託公社に関する文書類を集大成した *Dokumentation 1990-1994 / Treuhandanstalt* は16巻にわたる大部のものであり、その本格的な研究は今後の課題である。本稿でも、叙述にあたって何箇所か参考にした。

18) 住谷一彦・工藤章・山田誠編著（1992）、55～56頁。

19) 信託法、民営化にともなう不動産所有権の返還問題については、小野秀誠（2003）、第1部第1編、小林公司（1999）、庄子良男（1992）、早川勝（1993）、広渡清吾（1996）、第2章、藤澤利治（1993）、などの研究がある。

3. 信託会社の目的と組織

信託会社の主要な目的は、信託法によって以下のように3つあげられている。すなわち、「企業の民営化(Privatisierung)」、「企業の再生(Sanierung)」、そして「企業の清算(Stillegung)」がそれである²⁰⁾。

信託会社は、内部に理事会と運営協議会を有している。理事会は、①総執行部として自己責任による管理運営を行う、②法律関係における信託会社の代表である、③運営協議会に対する報告義務を有する、ということがその役割としてあげられている。この理事会メンバー5名は、5年ごとに運営評議会によって指名される。ただ、運営評議会は実際には設置されず、閣僚評議会が理事会のメンバーを任命した。理事会は株式会社という取締役会に類似し、運営協議会は監査役会に類似しているとされる²¹⁾。

信託会社の総裁(理事会の長)は、モドロウ政権ではその代理人P.モレート(総裁期間1990年3月1日～6月15日)が、その後、連邦鉄道長官R.M.ゴールケ(同1990年7月15日～8月29日)、西ドイツ鉄鋼会社ヘッシュの合理化を成功させたD.ローヴェッダー(同1990年8月29日～1991年4月1日)と変わっていく²²⁾。とくに第3代総裁のローヴェッダーは、民間企業での合理化再建の経験を買われていたので、政府の期待を背負っていた。彼は、迅速な民営化を推進しようとしたが、「民営化優先」主義からの批判と「再建整備優先」主義からの批判という2つの対立する立場からの批判にさらされることになる²³⁾。

この相対立する2方面からの批判の中、ローヴェッダーは暗殺される。ローヴェッダーを継いだ第4代総裁B.プロイエルは、在庫一掃ともいうべき短期決戦戦術を採用し、迅速な民営化を強化した²⁴⁾。

彼女が総裁時の組織は、図表1の示すようになっており、企業分野が1～6まで分けられ、それ以外に人事、財務がある。この組織のもとに、民営化が急速に進行した。民営化の方法は、①旧西ドイツ企業による買収、②旧所有者への返還・再私有化、③MBO/MBI、④ATLASモデル、⑤マネジメント会社などの方法があった。信託会社は、1994年12月31日に基本的にその任務を終了し、後継機関にその任務が移管された。

20) *Treuhandgesetz*, § 5, Art.2.「また、民営化は迅速に、再建は果断に、清算は慎重に」が、信託会社の格言と化したという。北村喜義(2000), 231～232頁による。

21) 前田淳(1995) 12～14頁による。

22) 加藤浩平(1999), 6～7頁、および、*Dokumentation 1990-1994 / Treuhandanstalt*, Bd.2, S. 497による。

23) 住谷一彦・工藤章・山田誠編著(1992), 59～60頁。

24) 住谷一彦・工藤章・山田誠編著(1992), 60頁。

図表 1 信託公社の組織構成

総 裁 プロイエル (Birgid Breuel)	
総裁直属全権委任部門 理事会, 企業の動向, 投資家サービス 州問題調整, 連邦・国際関係, 通信・メディア 法務, 監査, 財産所有権問題	
企業分野 1 ブラームス (Hero Brahms)	企業分野 2 Dr. ヴィルド (Dr. K. P. Wild)
主要担当分野 重機械・プラント設備製造 工作機械, 特殊機械 管轄責任分野 出資監査管理 民営化・再建 企業経営コンセプトの検査	主要担当分野 光学・窒素・精密機械 自動車製造, 沿岸工業 交通関係 管轄責任分野 企業精算
企業分野 3 Dr. レックスロード (Dr. G. Rexrodt)	企業分野 4 Dr. クリント (Dr. W. R. Klinz)
主要担当分野 農林業, 食品, 嗜好品産業 建設業, その他の特殊財産 貿易業 管轄責任分野 総務, 組織管理・情報処理	主要担当分野 電気技術・エレクトロニクス 木材・製紙 サービス業 15支所管轄 信託公社支所間調整
企業分野 5 Dr. クレーマー (Dr. H. Kraemer)	企業分野 6 Dr. シュクト (Dr. Schucht)
主要担当分野 鉄鋼業, 非鉄金属工業 ホテル・リゾート業 金融財産 信託公社不動産管轄公社 管轄責任分野 資金調達 環境保護残留汚染問題	主要担当分野 地方自治体財産・水道事業 エネルギー経済, 化学 テキスタイル・アパレル・皮革 カリウム・鉱業・土砂・採石業
人 事 Dr. コッホ (Dr. A. Koch)	財 務 Dr. クラウゼ (W. Krause)
管轄責任分野 信託公社人事 出資企業人事 労働市場・社会福祉問題 企業法・資金 企業計画 特別任務	管轄責任分野 財政計画・経済計画 企業ファイナンス・財務状態 企業ファイナンス・保証引受 経理, 信託公社予算

(出所) 日本貿易振興会海外経済情報センター (1992b), 39頁による。

第3節 信託公社の経済的問題点

1. 政策の展開過程

信託公社による政策展開過程は、いくつかの時期区分が可能である。ここでは、林昭(1997)の時期区分にしたがい、それによって政策展開過程を概括しよう²⁵⁾。

①設立当初 (1990年3月から9月まで)

信託公社は、設立当初、国有企業の組織転換により企業の独立性を高め、社会主義下での市場原理の導入が目指された。しかし、1990年6月の法律制定がこの性格を大きく変える。すなわち、国有資産の管理機関から民営化の推進機関へと、性格が大きく変わるようになったのである。1990年10月初めにドイツ統一が実現するが、すでにその前のこの時期に旧西ドイツ企業にとって魅力的な旧東ドイツ企業の買収は進み始めていた²⁶⁾。

②急速な民営化期 (1990年10月～1991年半ば)

この時期は、東西ドイツの統一にともない急速に民営化が進行した時期であった。1990年10月には、信託公社による「営業ガイドライン」が発表され、また、「分割法」と「障害除去法」の制定という法制上の整備がなされた。「分割法」は、巨大コンビナートの解体、分割を可能にし、企業の一部売却を可能にする法律であり、「障害除去法」は、旧東ドイツ地域への投資を阻害する法的・行政的諸問題を除去する措置であった。

この結果、1991年1月の公式発表で、約500件の企業と事業所が民間投資家に売却された。しかし、急速な旧国有企業の民間への売却は、失業者の急増を生むことになった。

③民営化重視から民営化前の再建重視へ (1991年半ば～1992年秋まで)

1991年3月、失業者対策のために「協同諸原則」が発表される。「協同諸原則」とは、信託公社、連邦政府、旧東ドイツの新しい5州の代表による協議のことで、急速な民営化政策を進める信託公社に対して、地域経済の発展の見地から、新5州の意見が民営化政策に反映されるようにもとめたものであった。

ここにおいて、「急速な民営化」から「民営化前に再建する」へ方針の転換がなされた。すなわち、急速な民営化については、失業者の急増という社会的問題を引き起こし、社会的不安定が醸成され、その沈静化のために財政安定資金が投入されてきたが、その方法も限界があったので、地域社会の安定という名目で、地域社会の意見が民営化政策に反映されることになったのである。

25) 時期区分としては、林昭(1997)以外に、前田淳(1999)、北村喜義(2000)、214頁などもあるが、ここでは、時期区分、政策展開の内容ともに、林昭(1997)に依拠した。

26) 例えば、ドイツ銀行による東ドイツの郵便貯金局の吸収、アリアンツによる東ドイツの国有保険組織の取得、などである。林昭(1997)、45～47頁。

地域社会の意見を民営化政策に反映させるために、連邦財務省の委任によって「監査委員会」が作られることとなった。「監視委員会」は、「労働助成・雇用・構造発展会社」（職業の再教育や雇用創出のための組織）を信託会社が支援することを決めるなど、一定の成果をあげたが、限界を有していた。なぜなら、「民営化前に再建する」と言っても、それは結局のところ企業の「合理化」であるから、地域社会が期待しているような根本的失業対策をとることはできなかったのである。

④工業の核の維持のための再建へ（1992年秋～1994年末まで）

旧東ドイツ地域の失業問題は東西統一後、おおよそその期待とは裏腹に、ますます深刻化することになり、州や連邦政府が「企業再建」に積極的に関与せざるを得なくなった。具体的には、ATLASやマネジメント会社による「再建」が試みられていく²⁷⁾。これによって、工業の中核部分と、中小規模の商業・サービス業の民営化が進行することになり、民営化のための再建作業は、公的には、1994年末にほぼ完了されたとされる。

⑤信託公社の解散以後（1994年末～）

1994年末の信託公社の解散以降、以下の4つの後継組織が作られた²⁸⁾。本来の後継組織である統一関連課題連邦機関（BVS：Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben）、共同出資経営ベルリン有限会社（BMGB：Beteiligungs-Management-Gesellschaft Berlin mbH）、信託公社不動産管理会社（TLG：Liegenschaftsgesellschaft der Treuhandanstalt GmbH）、そして、農林業用地管理会社（BVVG：Bondenverwertungs-und-verwaltungs GmbH）がそれである。統一関連課題連邦機関は、信託公社固有の後継機関として主権に関わる任務を遂行し、1999年に任務を終了し解体される²⁹⁾。

2. 信託公社の民営化実績と評価

信託公社の実績はいかに評価されるのであろうか。

まず、信託公社形式による整理企業数について³⁰⁾。信託公社の解散時の1994年末で企業総数

27) ATLASとは、「州の再建申請に基づき選抜された信託公社企業」（Ausgesuchte Treuhandunternehmen, vom Land angemeldet zur Sanierung）のことであり、州が再建に積極的に関与するものであった。マネジメント会社（Management KG）は、一種のホールディング・カンパニーである。

28) 林昭（1997）、48頁、および、北村喜義（2000）、241頁による。

29) 共同出資経営ベルリン有限会社は、1994年12月31日に至るまで未売却の民営化可能なすべての信託公社企業を管理する管理会社である。また信託公社不動産管理会社は、企業用地ではない土地と不動産の販売を行う会社であり、すでに1991年3月に設立されている。農林業用地管理会社は、1992年4月に設立され、農地と森林を管轄し、利用可能な農地と森林の賃貸と販売を行う。これら4つの組織で、2700億マルクの債務が引き継がれることになった。

30) 林昭（1997）、49頁、および、北村喜義（2000）、241頁による。両者の数字は、出所が異なるが、まったく一致しているので、その数字を本文でも使用した。また、加藤浩平（1999）、11頁でも、出所は異なっているが数字はほぼ一致している。

図表2 民営化の結果 (1994年12月31日現在)

	企業数	%
企業総数	12,354	100.0
うち 完全民営化された企業	6,321	52.1
過半数が民営化された企業	225	1.8
再私有化された企業	1,588	12.9
市町村管理になった企業	265	2.1
所有者指定企業	45	0.4
精算処理中の企業	3,561	28.8
精算完了企業	157	1.3
残余企業	192	1.6
うち 民営化目前の企業	65	0.5
今後民営化される企業	65	0.5

a) 1994年の数字

(原資料) Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben :
Abschlussstatistik der Treuhandanstalt per 31. 12. 1994, S. 3
およびD. Nolte, R. Sitte, A. Wagner : "Wirtschaftliche und
soziale Einheit Deutschlands", WSI, Bund-Verlag S. 83.

(出所) 林昭 (1997), 49頁による。

12,354社のうち、完全民営化された企業は52.1%の6321社、再私有化は12.8%の1588社、清算処理中の企業は28.8%の3561社などへのほり、残余企業は192社である (図表2を参照)。このような大型の民営化以外に、レストラン、ホテル、商店といった小規模な民営化の合計は、1991年6月30日までに13,040件にのぼる³¹⁾。

次に、清算された大企業と業種は以下の通りである。清算された大企業では、FEDI労組旅行組合、ロボトロン事務機器、ザクセン綿紡績・撚糸、AWE自動車、ペンタコンなどがあげられ、業種としては、電機、繊維、機械の分野で多い³²⁾。

また、企業内あるいは他企業の幹部による企業買収をつうじた民営化で、銀行が積極的に融資もおこなった、MBO (Management-Buy-Out), MBI (Management-Buy-In) による民営化が重視された³³⁾。

さらに、国別譲渡先は、図表3のようになっている。

信託公社は収支と企業再生という点で目的を達成したのであろうか。まず、コスト面から見ると、林昭 (1997) が、かかったコスト、回収できた金額で示しているように³⁴⁾、1991年度のみ61億マルクの純収入があっただけで、基本的に赤字が続いた。1994年末までの合計は、収入

31) 林昭 (1997), 49頁による。

32) 加藤浩平 (1999), 12~14頁。

33) MBOやMBIといった手法による民営化は、買取価格の支払い猶予、分割払い、不動産の賃貸といった有利な条件がつけられることになった。また、多くのMBOの場合には、旧東ドイツ時代に由来する債務の90%を信託公社が肩代わりした。これは、地元出身者の経営する中小企業の創設に加担することであり、政治的な圧力がうかがえる。加藤浩平 (1999), 13~15頁。

34) 林昭 (1997), 50~51頁による。

図表3 国別の投資割合 (単位：%)

	民営化の件数	投資約束額	雇用約束額
アメリカ	9.0	16.9	8.8
カナダ	1.2	8.5	11.3
イギリス	14.5	13.0	11.1
フランス	10.3	25.0	16.9
イタリア	4.4	3.2	3.3
オランダ	11.2	5.5	7.0
デンマーク	3.0	2.5	2.1
ルクセンブルク	1.4	1.9	1.5
オーストリア	11.7	4.7	10.9
スイス	16.3	5.5	13.0
その他	17.0	13.5	14.1
計	855件	217.99億ドイツマルク	150,187人

(1994年9月末現在)

(出所) *Dokumentation 1990-1994. Treuhandanstalt, 1994, Bd. 3, S.327.*

総額400億マルク、支出総額1760億マルク、差し引き1,360億マルクの赤字となっている。これに、統一以前の負債800億マルク、1995年以降で約590億マルクの追加的クレジットの受入によって、結局、2,750億マルクの負債を背負うことになった³⁵⁾。こうした赤字の理由は、民営化収入の少なさと関連諸費用の大きさに起因している。結局、この負債は、連邦政府と新連邦5州の財政負担によってしか解決されず、それは最終的に住民の税負担につながらざるを得ない。

このような直接的コスト以外に、社会的コストの問題がある。社会的コストには、種々の側面がある。まず失業、そしてそれにとまなう地域経済の破壊という問題である。失業については、すでに繰り返しふれてきたとおりであるが、それは地域経済を破壊し、また結果的に政府連邦財政支出を増加させることになった。さらに、旧東ドイツ地域への公的資金移転は、1991年～95年で、8,290億マルク、うち旧東ドイツからの収入が2030億マルクで、純移転額は6260億マルクにもぼっているのである³⁶⁾。

したがって、信託公社による民営化過程は、「旧東ドイツ地域の産業構造・経済構造の再構築というよりは、結果的には、量的結果を追求した民営化政策であった」³⁷⁾、という評価は正

35) 北村喜義 (2000), 255頁, でも信託公社の負債総額を2340億マルクと見積もっている。

36) 東京銀行調査部 (1996), 93頁, また図表1も参照。

37) 林昭 (1998), 188頁。また、旧東ドイツ地域の民営化が他の東欧諸国のそれと決定的に異なる点は、旧西ドイツ企業が独占的な地位を発揮できたことである。すでに(注26)でも指摘したように、旧西ドイツ企業による旧東ドイツ国有企業の吸収合併は、すでに1990年10月のドイツ統一以前から始まっていた。また、林昭の実態調査をふまえた論文(林昭 (1997), 52～53頁)によって示されているように、一般的に、旧東ドイツ企業にとってはきわめて厳しい条件での「身売り」であった。何よりも、民営化の問題点は、短期間にできるだけ多くの企業を民営化しようと試み、その結果、買収価格の決定がきわめて不透明なものとなり、信託公社と買収企業の契約では、一定の投資と労働力確保が含まれていたが、事実上無視された。さらに、信託公社はむろんのこと、連邦政府にも旧東ドイツ地域の産業・経済構造をどのように構築するか明確な政策がなく、民営化の実施にかかる時間だけを短くする民営化となったのである。

鵠を得たものであろう。

むすび

これまでに考察してきたように、信託公社による民営化は、多様な内容を含んでいる。そのために、結論を急ぎすぎるのは好ましくないであろう。しかし、スピードを重視するあまり、結果的に、買収価格の決定など多くの点で不明朗な点を残した。そして何よりも、地域経済発展のビジョンなくして、企業の再建そして売却が行われたために、社会的コストをその後長期間にわたり支払うことになっている。

日本においても「企業再建」, 「民営化」が声高に叫ばれ続けてきた。旧東ドイツ地域の企業民営化の事例は、その歴史的経緯や経済体制の差が大きいために、単純に比較することはできない。しかしながら、地域経済発展のビジョンや国家としての理念形成の努力がなされないままに、「民営化」だけが進行していくことは、長期的な社会的コストを増加させる可能性があるということとは、注意しておかねばならないであろう。

(*) 本研究は、社団法人信託協会の信託研究奨励金による研究成果の一部である。同法人に心より謝意を表するとともに、成果発表が遅れたことをお詫びする。

引用・参考文献

- ・ *Dokumentation 1990-1994 / Treuhandanstalt*. Berlin: Treuhandanstalt, Direktorat Kommunikation, Medien, c1994 16v.
- ・ I. J. Alexander Dyck, (1997) "Privatization in Eastern Germany: Management Selection and Economic Transition", *American Economic Review*, vol.87 no.4
- ・ Salvatore, Zecchini (ed.) (1997) *Lessons from the economic Transition-Central and Eastern Europe in the 1990s*, Kluwer Academic OECD
- ・ Jutta E. Howard, (2001) *The Treuhandanstalt and Privatization in the Former East Germany*, Ashgate, U. K.
- ・ Wolfram Fischer, Herbert Hax and Hans Karl Schneider (eds.) (1996), *Treuhandanstalt : the impossible challenge*, Akademie Verlag Berlin
- ・ 青木國彦 (1992) 『体制転換』 有斐閣
- ・ 大西健夫・U. リンス編 (1999) 『ドイツの統合』 早稲田大学出版部
- ・ 小野秀誠 (2003) 『土地法の研究』 信山社
- ・ 加藤浩平 (1999) 「旧東ドイツにおける民営化と「信託公社」」『社会科学年報』(専修大学社会科学研究所) 第33号
- ・ 北村喜義 (2000) 『旧東独の企業システムと鉄鋼業一体制の崩壊と再建の政治経済過程—』 御茶の水書房
- ・ 百濟勇 (1993) 『ドイツの民営化』 共同通信社
- ・ 小林公司 (1999) 『ドイツ統一の歴史的位相—所有権の私有化・司法統合の法過程—』 有信堂高文社
- ・ 白川欽哉 (2001) 「東ドイツ経済の崩壊と東西統一後の市場経済化」 林昭・門脇延行・酒井正三郎編著 『体制転換と企業・経営』 ミネルヴァ書房

- ・ 庄子良男（1992）「ドイツ新連邦領域における企業法—トロイハント法を中心として—」石山卓磨・上村達男『公開会社と閉鎖会社の法理』商事法務研究会
- ・ 住谷一彦・工藤章・山田誠編著（1992）『ドイツ統一と東欧変革』ミネルヴァ書房
- ・ 坪郷実（1991）『統一ドイツのゆくえ』岩波新書
- ・ 戸原四郎・加藤榮一・工藤章編（2003）『ドイツ経済統一後の10年—』有斐閣
- ・ 走尾正敬（1997）『現代のドイツ経済』東洋経済新報社
- ・ 走尾正敬（1999）『ドイツ再生とEU』勁草書房
- ・ 早川勝（1993）「信託公社が管理する企業分割に関する法律（試訳）」『産大法学』（京都産業大学法学会）27巻1号
- ・ 林昭（1997）「旧東ドイツ国有企業の民営化政策の展開と特徴—信託公社の民営化政策批判—」龍谷大学『経営学論集』37巻2号
- ・ 林昭（1998）「旧社会主義国有企業の民営化過程の諸問題—旧東ドイツの民営化を中心として—」足立辰雄・伊藤健市編著『現代企業の基本問題』税務経理協会
- ・ 林昭・門脇延行・酒井正三郎編著（2001）『体制転換と企業・経営』ミネルヴァ書房
- ・ 広渡清吾（1996）『統一ドイツの法変動—統一の一つの決算—』有信堂高文社
- ・ 藤澤利治（1993）「旧東独地域における所有権問題の経済的側面」『新潟大学商学論集』第25号
- ・ フリッツ・フィルマー編著，木戸衛一訳（2001）『岐路に立統一ドイツ』青木書店
- ・ 前田淳（1993）同「旧東ドイツにおける民営化の現状と特質」『三田商学研究』第36巻1号
- ・ 前田淳（1994）「旧西ドイツにおける外国人労働者導入の政治・経済的要因」『三田商学研究』第37巻2号
- ・ 前田淳（1995）「ドイツ統一に至る法的根拠の変遷と信託公社」『三田商学研究』第38巻5号
- ・ 前田淳（1996a）「民営化の準備過程における信託公社の活動と役割」『三田商学研究』第39巻1号
- ・ 前田淳（1996b）「東独民営化におけるMB0/MBI出現に至る過程とその特質」『三田商学研究』第39巻2号
- ・ 前田淳（1999）「ドイツ信託公社政策史（1）」『三田商学研究』第42巻3号
- ・ 前田淳（2000～2003）「ドイツにおける企業刷新の理論（1）～（7）」『三田商学研究』第43巻特別号，第44巻2号，第44巻4号，第45巻3号，第45巻4号，第46巻4号，第46巻5号
- ・ 中山知己・奥 和義「ドイツ信託公社の法と経済」，近刊予定
- ・ 山田晟（1995）『東西両ドイツの分裂と統一』有信堂高文社
- ・ 財団法人自治体国際化協会（1994）『CLAIR REPORT』83号（ただし，http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/cr083m.htmlによる。）
- ・ 住友生命研究所・Ifo経済研究所共編（1992）『変貌する旧東ドイツ地域』日本貿易振興会
- ・ 東京銀行調査部（1996）『東銀経済四季報』1996年I，東京銀行
- ・ 東京三菱銀行（1996）『調査月報』No.3，東京三菱銀行
- ・ ニッセイ基礎研究所（1992）『調査月報』第53号（1992年11月号）ニッセイ基礎研究所
- ・ 日本貿易振興会海外経済情報センター（1992a）『旧ソ連・東欧・中国—市場経済化と民営化問題—』日本貿易振興会海外経済情報センター
- ・ 日本貿易振興会海外経済情報センター（1992b）『旧東独地域の投資環境』日本貿易振興会海外経済情報センター
- ・ 龍谷大学社会科学研究所・市場経済研究会（1994）『旧東ドイツ地域の市場経済化・民営化の現状—1994年3月現地調査報告—』（社会科学研究年報 別冊シリーズ 第5号）龍谷大学社会科学研究所・市場経済研究会
- ・ <http://www.euroassist.de/germany/unemployment.htm>
- ・ <http://www.meti.go.jp/hakusho/tsusyo/soron/H14/03-01-01-03.html>
- ・ <http://www.destatis.de/indicators/e/arb410ae.htm>